

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、訂正の報告があったので、平成24年9月21日付け新潟県選挙管理委員会告示第64号の一部を次のとおり改める。

平成30年4月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成30年3月23日

個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定の取消し報告 中

頁	施設名	項目	訂正後	訂正前
23	サン・ビレッ ジ弥彦	施設の 所在地	西蒲原郡弥彦村大字麓3134番地3	西蒲原郡弥彦村大字上泉1753番地1